

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく各一時保護決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年10月31日付けで行った、請求人の子である、〇〇さん（平成18年3月12日生。以下「〇〇さん」という。）、〇〇さん（平成20年2月6日生。以下「〇〇さん」という。）及び〇〇さん（平成26年2月12日生。以下「〇〇さん」といい、〇〇さん、〇〇さんと併せて「本児ら」という。）に係る法33条の規定に基づく各一時保護決定処分（以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由を挙げ、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

本件各処分は、請求外〇〇さん（請求人の元妻。以下「元妻」という。）とその代理人である弁護士（元妻と併せ、以下「元妻

ら」という。)が本件通告をしたことによるものであるところ、元妻による本件通告は信憑性や一貫性に欠けている。処分庁は、元妻らによる通告を一方的に鵜呑みにし、事前調査不足のまま、存在しない請求人による児童虐待を前提として、本件各処分を行ったのである。

また、処分庁による本件各処分は、「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月23日付雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知別紙。以下「手引き」という。)第5章に示されている「一時保護に向けてのフローチャート」から逸脱している。

さらに、元妻らは、本件各処分の直後、本児らの親権変更を目的として監護者の指定及び子の引渡し審判を東京家庭裁判所に申し立てているところ、処分庁は、親権紛争の準備をしている一方当事者に加担し、情報提供をしており、このような行為は地方公務員法34条(秘密を守る義務)に違反したものである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定によりいずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月16日	諮問
平成30年 5月22日	審議(第21回第2部会)
平成30年 6月19日	審議(第22回第2部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 虐待防止法

ア 虐待防止法 2 条は、「児童虐待」として、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う同条各号に掲げる行為をいうとし、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（2号）、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（4号）等を定める。

イ 虐待防止法 2 条 2 号に該当する行為の例示として、「子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。子どもに性器や性交を見せる。子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。など」があげられている（手引き第1章・1・(2)・二）。

ウ 虐待防止法 3 条は、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定める。

エ 虐待防止法 6 条 1 項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと定め、同条 2 項は、前項の規定による通告は、法 25 条 1 項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用すると定める。

オ 虐待防止法 8 条 2 項 1 号は、児童相談所が同法 6 条 1 項の規定による通告を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ、次に掲げる措置を採るものとする」と定め、法 33 条 1 項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること等を定める。

カ 手引き第 5 章・3 には、「一時保護に向けてのフローチャート」（図 5-2）が示されており、同チャートには、それぞれのケースに応じ、「緊急一時保護を検討」する場合、「発生前の一時保護を検討」する場合、「集中的な援助 場合によっては一時保護を検討」する場合、及び「継続的・総合的援助、場合によっては一時保護を検討」する場合が示されている。

## (2) 児童福祉法

ア 法 25 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。そして、法 26 条 1 項は、児童相談所長は、法 25 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたときは、法 26 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定

している。

イ 法 3 3 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 3 3 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 2 7 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

なお、東京都知事は、法 2 7 条 1 項及び 3 3 条 2 項に係る権限を、法 3 2 条 1 項、地方自治法 1 5 3 条 2 項並びに法施行細則（昭和 4 1 年東京都規則第 1 6 9 号） 1 条 1 項 1 号及び 5 号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

ウ この「必要がある」場合については、「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 1 3 3 号厚生省児童家庭局長通知）第 5 章・第 1 節・1 では、「(1)緊急保護 ア（中略） イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（以下略）」としている。

一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること、そして、児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断や、どのような期間一時保護を継続するかの判断は、いずれも都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ね

られていると解するのが相当であるとされている（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁）。

- 2 これを本件についてみると、本児らに対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところ（1・(2)・ウ）、平成29年10月12日に処分庁に対してなされた本件通告の内容は、請求人により本児らに対して性的虐待（同・(1)・イ）という重大な結果が行われた疑いがあることを示すものであったことから、処分庁は、本児らの安全を確保する観点から、父親である請求人から本児らを分離することにより、父親による性的虐待の疑いについて調査を行う必要があると判断して、本件各処分を行ったことが認められる。

このような事情からすると、処分庁が、法33条に基づき「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」ために本件各処分を行ったものであるといえるから、本件各処分は適正なものであると認められ、これを違法ないし不当であるということとはできない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、処分庁が、必要な事前調査も行わないまま本件各処分を行ったことは、一時保護に向けてのフローチャートから逸脱しており、違法・不当であると主張する。

しかしながら、法33条の規定による一時保護処分の要件には、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する」目的と挙げられており、そうすると、本児らに対して児童虐待に係る事実関係を事前に調査・確認することなく本件各処分を行ったとしても、そのような処分は、法により許容されているということができるのであって、請求人の主張をもって、本件各処分が違

法・不当であるとする理由とはなり得ない。

請求人は、上記主張のほかにも、さまざまな主張をしているが、そのいずれも本件各処分の効力を覆すに足るものであるとはいえない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来